【様式3】
第12次流山市交通安全計画(案)に対する意見と市の考え方(パブリックコメント)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第１２次流山市交通安全計画(案)　修正案
1	該当なし	該当なし	流山市西初石2丁目、12号公園がある通り、17号公園沿いに戸建てがある道と繋がるT字路にミラーを設置していただきたいです。 配送のトラックや、スピードを出している車も多いです。 T字路にアパートが建ったこともあり、見通しが悪くとても危ないです。 公園があるため子どもも多いです。車にぶつかりそうになった子どもを何度も見ています。事故が起きる前にどうかお願いいたします。	カーブミラーの設置につきましては、道路の構造や交通状況、周辺環境等を踏まえ、個別に検討する必要があるものと考えております。	無	
2	該当なし	該当なし	交通安全計画を市民が着実に遵守することが重要です 例えば自転車の交通ルールが改正されても、いまだルールを守っていない人が多いと思われます それはルールの改正内容が市民に浸透していないことが理由の一つと思われます 計画の新設やルールの改正の際は、その情報宣伝に注力市民に浸透させる何らかの方策を同時に検討実施することが必要と思われます	交通ルールの遵守を促進するためには、ルールの改正内容や交通安全に関する情報を市民に広く周知し、理解を深めていただくことが重要であると認識しております。	無	
3-1 3-6	概要版 本編　2ページ・図2	２　計画の目標 第２章　第１節 ２　道路交通事故の現状	「交通事故死亡者数をゼロ」の表現は、「交通事故死者数をゼロ」ではないか。事故の場合、警察や報道等においては「死亡者数」ではなく「死者数」を用いる。また、計画本文の11ページにおいても「交通事故死者数をゼロ」としており、概要と表現が異なる。なお、千葉県交通安全計画においても「交通事故死者数」と表記している。	「死者数」と修正いたします。	有	修正前 ・計画の基本理念に基づき、交通事故死亡者数をゼロとするほか事故件数と重傷者数を下記の数値目標とします。 ・死亡者数（図２　凡例） 修正後 ・計画の基本理念に基づき、交通事故死者数をゼロとするほか事故件数と重傷者数を下記の数値目標とします。 ・死者数（図２　凡例）
3-2	概要版	３　道路交通の安全	「流山市交通安全　計画」については、空白を詰めて「流山市交通安全計画」に改めてはどうか。	「流山市交通安全計画」と修正いたします。	有	修正前：外国人の増加や小型モビリティの普及という社会情勢の変化も前提に、市民の皆様が安全に幹線・生活道路を利用できるよう、地域と連携し、８つの視点と５つの柱で、第１２次流山市交通安全計画を定めます。 修正後：外国人の増加や小型モビリティの普及という社会情勢の変化も前提に、市民の皆様が安全に幹線・生活道路を利用できるよう、地域と連携し、８つの視点と５つの柱で、第１２次流山市交通安全計画を定めます。
3-3	概要版	４　計画の変更点	「8項目」については、資料内の数字の表記が全角表記にて揃えられている理由から、「８項目」に改めてはどうか。	「８項目」と修正いたします。	有	修正前：交通安全対策の視点を8項目とします。 修正後：交通安全対策の視点を８項目とします。
3-4	本編　1ページ・14行目	第１章　第１節 ３　計画の基本理念	「市の連携だけでなく」という表現は省略語であり、公的な文書でもある理由から「市の連携だけではなく」という丁寧な文言に改めてはどうか。	「市の連携だけではなく」と修正いたします。	有	修正前：交通事故防止のためには、交通管理者である警察と道路管理者である市の連携だけでなく、各関係機関や団体の協力活動のほか、市民一人ひとりの交通安全に対する意識と行動が大切です。 修正後：交通事故防止のためには、交通管理者である警察と道路管理者である市の連携だけではなく、各関係機関や団体の協力活動のほか、市民一人ひとりの交通安全に対する意識と行動が大切です。

【様式3】
第12次流山市交通安全計画（案）に対する意見と市の考え方（パブリックコメント）

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第１２次流山市交通安全計画(案)　修正案
3-5	本編　2ページ・図2	第２章　第１節 ２　道路交通事故の現状	道路交通事故の現状を示す上で「負傷者数」はあるが、「重傷者数」の推移は分からない。数値目標において「重傷者数」を掲げており、重傷者数の推移を知る上でも「重傷者数」の現状を示してはどうか。なお、千葉県交通安全計画では、重傷者数の推移を示した上で数値目標を掲げている。	「図１２　過去５年間の推移」として新たに作成し、１１ページに追加します。	有	追記：図１２　過去５年間の推移
3-7	本編　3ページ・図3	第２章　第１節 ２　道路交通事故の現状	図3は本文に説明があるように世代別の交通人身事故件数を示すための図であるが、タイトルは「交通人身事故件数」となっている。この図は世代別を示す意図であることを伝わりやすくする理由から、「世代別　交通人身事故件数」に改めてはどうか。	「世代別の交通人身事故件数」と修正いたします。	有	修正前：交通人身事故件数 修正後：世代別の交通人身事故件数
3-8	本編　3ページ・6行目	第２章　第１節 ２　道路交通事故の現状	「世代別の交通人身事故件数を表しています」の表現は、説明内容が推移の状況であること、また、図2や図4の説明文における表現に合わせる理由から、「世代別の交通人身事故件数の推移を表しています」に改めてはどうか。	「世代別の交通人身事故件数の推移を表しています」と修正いたします。	有	修正前：また、図３は世代別の交通人身事故件数を表しています。 修正後：また、図３は世代別の交通人身事故件数の推移を表しています。
3-9	本編　5ページ・2行目 図5・図6	第２章　第１節 ３　時間別の交通人身事故	図のタイトルでは「交通人身事故件数」という表現だが、グラフの縦目盛りや本文2行目では、「発生件数」という表現を用いている。「事故件数」に表現を統一してはどうか。	本文も含め、「事故件数」と統一いたします。	有	修正前：図５と図６は、令和３年からの令和７年までの歩行者及び自転車の交通人身事故発生件数の時間別推移です。 修正後：図５と図６は、令和３年からの令和７年までの歩行者及び自転車の交通人身事故件数の時間別推移です。
3-10	本編　10ページ・図11	第２章　第１節 ５　交通人身・死亡事故の傾向	「安全不確」という表現は正しくなく、本文の表現に合わせて「安全不確認」に改めてはどうか。	「安全不確認」と修正いたします。	有	修正前：安全不確 修正後：安全不確認
3-11	本編　10ページ・図11	第２章　第１節 ５　交通人身・死亡事故の傾向	「動静不注意」という表現は正しくなく、事故の原因別に分類する時に用いる「動静不注視」に改めてはどうか。なお、本図の出典元である、交通事故統計資料集では「動静不注視」を用いている。	「動静不注視」と修正いたします。	有	修正前：動静不注意 修正後：動静不注視
3-12	本編　13ページ・13行目	第２章　第３節 １　今後の道路交通安全対策の方向性	5ページ図5の説明では16時から20時にかけて多いとの説明であった中で、ここでいきなり「１４時から１６時の歩行者に係る交通人身事故件数が高いのは」と持ってくるのは違和感がある。図5では他の時間帯の方が高い年が多い。また、図5では歩行者全体に対する数値であるのに対して、こどもという観点から「下校時であることが考えられます」と結び付けるのには根拠が示されていない。例えば、歩行者のうちこどもの時間帯別交通人身事故件数の状況といった根拠データを示した上で書くべきではないか。今のままでは単なる想像でしかなく、無理矢理にこどもの安全確保に結び付けようとした感が否めない。 さらに、次の行では、「この現状」と特定した表現を用いているが、前述したように現状が特定できる根拠は示されていない。第1の視点では「このような現状を踏まえて」とあるのに、第2の視点では「この現状を踏まえて」と特定する表現を用いており、その点も検討が必要ではないか。	「また、５ページ図５のとおり、１４時から１６時の歩行者に係る交通人身事故件数が高い原因は、下校時であることが考えられます。」の記載を削除いたします。	有	削除：また、５ページ図５のとおり、１４時から１６時の歩行者に係る交通人身事故件数が高い原因は、下校時であることが考えられます。

【様式3】
第12次流山市交通安全計画(案)に対する意見と市の考え方(パブリックコメント)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第１２次流山市交通安全計画(案)　修正案
3-13 3-18	本編　14ページ・17行目 本編　25ページ・15行目	第２章　第３節 １　今後の道路交通安全対策の方向性 第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「法定速度が３０ｋｍ」という表現は速度を表すのに正しくなく、「法定速度が３０キロメートル毎時」「法定速度が３０ｋｍ／ｈ」等といった時速である表現に改めてはどうか。なお、貴課担当の本年9月2日付けホームページ発表では、「キロメートル毎時」を使用している。	「法定速度が３０キロメートル毎時に引き下げられました。」及び「法定時速が３０キロメートル毎時に引き下げられた」と修正いたします。	有	修正前 ・生活道路は、令和８年９月から法定速度が３０kmとなります。 ・生活道路においては、令和８年９月から法定速度が３０キロに引き下げられることを踏まえつつ、速度抑制・通過交通抑制を図るための狭さく※10やハンプ等の物理的対策のほか、ゾーン３０プラス※11などの生活道路への規制を組み合わせ、警察と連携して、整備・拡充を図ります。 修正後 ・生活道路は、令和８年９月から法定速度が３０キロメートル毎時に引き下げられました。 ・生活道路においては、令和８年９月から法定速度が３０キロメートル毎時に引き下げられたことを踏まえつつ、速度抑制・通過交通抑制を図るための狭さく※10やハンプ等の物理的対策のほか、ゾーン３０プラス※11などの生活道路への規制を組み合わせ、警察と連携して、整備・拡充を図ります。
3-14	本編　15ページ・3行目	第２章　第３節 １　今後の道路交通安全対策の方向性	「地域でつくる交通安全対策の推進」に対して、本文では「地域で協力できる体制づくりの推進を第８の視点」としている。「交通安全対策の推進」であれば地域としての全体的な取り組みが視点として見えるが、「体制づくりの推進」だけを視点とするのか求めているものが分からない。例えば次のように表現してはどうか。「地域で協力できる体制づくりも重要です。（改行）これらを踏まえて、地域でつくる交通安全対策の推進を第８の視点とします。」	御意見のとおり趣旨が十分に伝わらないため、「また、飲酒運転の根絶を目指すには、家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の協力が不可欠です。（改行）これらを踏まえて、地域でつくる交通安全対策の推進を第８の視点とします。」と修正いたします。	有	修正前：また、飲酒運転の根絶を目指すには、家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の協力が不可欠であり、地域で協力できる体制づくりの推進を第８の視点とします。 修正後：また、飲酒運転の根絶を目指すには、家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の協力が不可欠です。これらを踏まえて、地域でつくる交通安全対策の推進を第８の視点とします。
3-15	本編　16ページ・20行目、21行目、25行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「地域安全運転管理者協議会」という表現は、安全運転管理者協議会は地域ではなく地区にある理由から、「地区安全運転管理者協議会」に改めてはどうか。	「地区安全運転管理者協議会」と修正いたします。	有	修正前 ②地域安全運転管理者協議会 地域安全運転管理者協議会は、道路交通法により、一定台数以上の自動車を使用する企業又は団体から選任された、安全運転管理者によって組織されており、職域における交通安全を確保するため、重要な使命と役割を担っています。 この活動を適正且つ効果的に運用するため、地域安全運転管理者協議会の活動を継続して支援します。 修正後 ②地区安全運転管理者協議会 地区安全運転管理者協議会は、道路交通法により、一定台数以上の自動車を使用する企業又は団体から選任された、安全運転管理者によって組織されており、職域における交通安全を確保するため、重要な使命と役割を担っています。 この活動を適正且つ効果的に運用するため、地区安全運転管理者協議会の活動を継続して支援します。

【様式3】
第12次流山市交通安全計画（案）に対する意見と市の考え方（パブリックコメント）

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第１２次流山市交通安全計画(案)　修正案
3-16	本編　17ページ・13行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「児童の安全を確保するため」という表現は、15歳未満のこどもに該当する生徒が含まれていない理由から、「児童及び生徒の安全を確保するため」に改めてはどうか。なお、「流山市通学路安全対策プログラム」では、「児童及び生徒」と表現している。	「児童及び生徒」と修正いたします。	有	修正前：各小中学校ＰＴＡの参加により、市民目線による通学路の危険箇所を選定し、児童の安全を確保するため、警察など関係機関協力のもと必要な対策をソフト面、ハード面の両面から継続して実施します。 修正後：各小中学校ＰＴＡの参加により、市民目線による通学路の危険箇所を選定し、児童及び生徒の安全を確保するため、警察など関係機関協力のもと必要な対策をソフト面、ハード面の両面から継続して実施します。
3-17	本編　18ページ・12行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「ゆるさない」という表現は、2行下に合わせて「許さない」に改めてはどうか。なお、県の交通安全計画では「許さない」で表現を統一している。	県の交通安全計画に倣い、「許さない」と修正いたします。	有	修正前：ア　「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり 修正後：ア　「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくり
3-19	本編　28ページ・22行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「防止すため」という表現は、意味が伝わりにくい理由から、「防止するため」に改めてはどうか。	「防止するため」と修正いたします。	有	修正前：また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量制限等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止すため、必要な体制の強化を図ります。 修正後：また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量制限等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の強化を図ります。
3-20	本編　33ページ・項目4	用語集	「各小学校関係者」という表現は、中学校関係者は含まれていない理由から、「各小中学校関係者」に改めてはどうか。なお、「流山市通学路安全対策プログラム」では、「各小中学校関係者」と表現している。	「各小中学校関係者」と修正いたします。	有	修正前：市内、各小学校の通学路で年に１回、各小学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会を中心に合同点検を実施、対策を講じるもの。 修正後：市内、各小中学校の通学路で年に１回、各小中学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会を中心に合同点検を実施、対策を講じるもの。
3-21	本編　34ページ・項目8	用語集	「リアルな交通事故再現を再現することにより」という表現は、「再現」という言葉が重複する理由から、「リアルな交通事故再現を行うことにより」などに改めてはどうか。	「リアルな交通事故を再現することにより」と修正いたします。	有	修正前：具体的には、スタントマンによるリアルな交通事故再現を再現することにより、交通事故の衝撃や怖さを実感し、交通ルールの必要性について受講者自身に考える機会を与えるもの。 修正後：体的には、スタントマンによるリアルな交通事故を再現することにより、交通事故の衝撃や怖さを実感し、交通ルールの必要性について受講者自身に考える機会を与えるもの。
4-1	本編　15ページ・15行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「正しい交通マナーで行動する」の前に、「信号のない横断歩道で、渡ろうととしている歩行者がいる場合、車やバイクは必ず手前で一時停止するなどの」の表記を、追記してみてはいかがでしょうか。 （千葉県一の高い交通安全意識を持つ、流山市民を目指すためです）	ご提案の内容は、計画案に記載している「正しい交通マナーを実践する」ことに含まれるものであり、また、個別の交通ルールについては道路交通法等に規定されていることから、計画本文への追記は行わないことといたします。	無	

【様式3】
第12次流山市交通安全計画(案)に対する意見と市の考え方(パブリックコメント)

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第１２次流山市交通安全計画(案)　修正案
4-2	本編　24ページ・11行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「高齢者や障害者を含めた全ての人が安心して利用できる歩行区間の整備を推進します。」の後に、「具体的には、高齢者や障害者の歩行が多い横断歩道に、経過時間表示装置や音響装置付きの信号機を設置するなど、警察、交通安全協会等の関係機関・団体と連携して、推進します。」の表記を、追記してみてはいかがでしょうか。 （未整備なエリアが多いと感じています）	ご提案の経過時間表示装置や音響装置付き信号機等については、交通量や道路環境、歩行者の利用状況等を踏まえ、設置の必要性を総合的に判断するものであり、千葉県警察(千葉県公安委員会)が整備を行う交通安全施設となります。 このため、本計画では個別の設備を例示する追記は行わず、現行の記載のとおりとさせていただきます。 なお、いただいたご意見を踏まえ、千葉県警察(千葉県公安委員会)に地域の利用実態に配慮するよう伝えるとともに、必要に応じて協議を行ってまいります。今後も関係機関と連携しながら、全ての人が安心して利用できる歩行空間の整備を推進してまいります。	無	
4-3	本編　24ページ・19行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	「道路舗装や安全施設の維持補修に努め」については、「道路舗装や安全施設、一時停止指示・横断歩道の塗装を含めた維持補修」に、追記・改めてみてはいかがでしょうか。 （視覚障害を有する家族が、日常から不安視しています。他の同障害者の方の安全を確保するためでもあります）	ご提案の一時停止指示や横断歩道の道路標示等については、交通規制に関する施設であり、警察が管理・所管するものであることから、市が管理する道路舗装や安全施設の維持補修とは管理主体が異なります。 このため、計画本文への追記は行いませんが、引き続き警察等の関係機関と連携し、道路利用者の安全確保に努めてまいります。	無	
4-4 4-5	本編　27ページ・9行目、 17行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	・「主に幹線道路や橋りょう」については、「主に幹線道路や橋りょう・アンダーパス」に、追記・改めてみてはいかがでしょうか。 （ご存じのとおり、至近の県内自然災害から、アンダーパス冠水時に排水機能が確実に動作するよう点検・維持することの重要性が再認識されているためです） ・「道路、橋りょう等の損壊、」については、「道路、橋りょう等の損壊、アンダーパスの冠水」に、追記・改めてみてはいかがでしょうか。 （至近の県内自然災害を鑑みた提案です）	・「主に幹線道路や橋りょう、アンダーパス」と修正いたします。 ・「道路、橋りょう等の損壊、アンダーパスの冠水」と修正いたします。	有	修正前 ・主に幹線道路や橋りょう ・道路、橋りょう等の損壊 修正後 ・主に幹線道路や橋りょう、アンダーパス ・道路、橋りょう等の損壊、アンダーパスの冠水
5	該当なし	該当なし	計画案に対する直接の意見ではありませんが、以前より危険だと思っていた場所の環境改善案を提示させて頂きます（添付の3枚の写真を参照）。 流山街道の中野久木歩道橋のたもとで街道に直交する道路において、新川小学校／流山北高側から出てくる地点（西側）の向かい側にはカーブミラーがありますが、小田急ハイツ側から出てくる地点（東側）の向かい側にはカーブミラーがありません。 街道に向かって自動車で後者地点に（東側から）差しかかると、左右とも視界が得られないので、街道を走る自動車が左右方向とも直近になるまで見えません。 自動車の左折、右折、直行のいずれの進行も危険であるだけでなく、視界を得ようとギリギリまで前進すると、歩行者や自転車の通行を遮ることにもなります。 対策として、歩道橋の西側の支柱付近（「千葉県立流山北高等学校」の案内標識の付近）に、反対側と同様の1対のカーブミラーを設置して頂ければ、この地点における交通安全度が格段に向上すると思います。 どうぞよろしくご検討のほどお願いいたします。	カーブミラーの設置につきましては、道路の構造や交通状況、周辺環境等を踏まえ、個別に検討する必要があるものと考えております。	無	

【様式3】
第12次流山市交通安全計画（案）に対する意見と市の考え方（パブリックコメント）

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第１２次流山市交通安全計画(案)　修正案
6-1	本編　14ページ・17行目	第２章　第３節 １　今後の道路交通安全対策の方向性	生活道路の法定速度30ｋｍについては標識等を増やし周知する必要性を感じます。	生活道路における歩行者等の安全確保のため、速度抑制や交通ルールの周知は重要であると認識しております。 速度規制標識の設置については、交通状況や道路環境等を踏まえ、警察において判断されるものであることから、市としましては、引き続き関係機関と連携し、交通ルールの遵守や安全運転に関する啓発活動に努めてまいります。	無	
6-2	本編　23ページ・23行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	通学路、危険個所について様々に適切な整備を推進されるとのこと、これらも実施した際は広報等で詳細を周知ＰＲされると有効かと思います。	通学路や危険箇所における交通安全対策の実施状況について、市民に広く周知することは、交通安全意識の向上を図る上で有効であると認識しております。 いただいたご意見につきましては、今後の広報・啓発活動の参考とさせていただきます。	無	
6-3	本編　27ページ・6行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	災害発生時の交通規制については、今回の豪雨でＴＸのアンダーパスなど様々な浸水被害がありました。その際の交通規制については特段の配慮が必要だと思いました。	災害発生時における道路の冠水等による交通への影響を踏まえ、道路利用者の安全を確保するため、状況に応じた適切な交通規制を実施することは重要であると認識しております。 今後も、警察や関係機関と連携し、災害時における交通の安全確保に努めてまいります。	無	
6-4	本編　32ページ・6行目	第２章　第３節 ２　道路交通安全の施策	交通事故の調査・分析をして診断結果をもとに速やかに安全対策を実施とあります。 プラス個人情報への配慮は必要ですが、原因や実態、対策について詳細を公開する必要性を感じます。 各自の交通安全意識の啓発に効果があると思います。	交通事故の発生状況や原因、実施した安全対策等について市民に周知することは、交通安全意識の向上を図る上で有効であると認識しております。 一方で、事故に関する情報の公表に当たっては、個人情報やプライバシーへの配慮が必要であることから、情報の内容や公表の必要性等を踏まえ、適切に対応してまいります。	無	